

平成25年 第11回
教育委員会臨時会会議録

平成25年5月28日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2375号

平成25年第11回臨時会

日 時 平成25年5月28日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委員長職務代理者	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	委 員	澤 孝 一郎
	教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	学校施設担当課長	大久保 光 正
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	上 村 隆
	図書・文化財課長	前 田 憲 一
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	鈴 木 さよ子

「議題等」

日程第1 審議事項

議案第37号 港区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正について

議案第38号 港区スポーツネット利用に関する規則の廃止について

議案第39号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第40号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第41号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第42号 港区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

議案第43号 平成25年第2回港区議会定例会に提出する議案に関する意見について

日程第2 教育長報告事項

- 1 港区子ども・子育て会議の設置について
- 2 生涯学習推進課の6月行事予定について
- 3 第68回国民体育大会港区実行委員会第3回総会報告について
- 4 図書館・郷土資料館の6月行事实績について
- 5 平成24年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について
- 6 6月指導室事業予定について

「開 会」

○小島委員長 それでは、皆さん、こんにちは。ただいまから平成25年第11回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

いよいよ学校では運動会のシーズンになりまして、私は神応小学校に行ってきたのですが、やはり子どもたちの運動会を見ていると、小学校1年生は、まだ入学して2カ月ぐらいなのですが、一生懸命で非常にかわいいです。神応小の場合、小学校1年生は運動会の練習は2週間ぐらいしかなかったのだそうです。それでも、幼稚園のとき以上にたくましい子どもたちとなって頑張っているのが楽しかったです。

私は、山本教育政策担当課長と組んで大玉を転がす競技に出ました。若さについていけないのではないかと思いましたが、何とかいけましたが競技はぎりぎりです。相手に負けました。

それでは、本日は安田教育委員会事務局次長と平田指導室長が公務のため11時20分ごろ退席いたしますので、ご承知おき願いたいと思います。そのため、本日の運営方についてですが、審議事項の各議案の審議終了後、日程第2の教育長報告事項については日程を変更して、教育長報告事項5「平成24年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について」、6「6月指導室事業予定について」のいずれにつきましては、報告事項1の前に報告をしたいと思いますので、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 よろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、永山委員、お願いいたします。

第1 審議事項

議案第37号 港区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正について

○小島委員長 日程第1、審議事項に入ります。

初めに、議案第37号「港区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、教育委員会議案資料のナンバー1をご覧ください。

これまで、港区として係長級職員の職務知識や経験の蓄積を図るとともに、係内における役割分担に役立てるために、係長を補佐する主査を副係長と称することができる制度の導入に取り組んできました。そのため、教育委員会事務局におきましても、係長を補佐する主査を副係長と称するこ

とができるように規程を整備をするものでございます。

それでは、添付してございます資料の一番最後の参考資料をご覧ください。港区で取り組んでいる「副係長制」の導入についてです。

背景・目的は、先程申し上げましたけれども、係長職昇任選考の受験率の低下傾向が長期的に続いているというようなことから、係長級職員としての職務知識、経験を蓄積する、また、係内での役割分担を明確にしていく趣旨で副係長制を導入するものでございます。

呼称は副係長でございますが、職責につきましては、従来の主査の職務・役割に加え、係運営を補佐する役割も担うものです。

職務内容は、文書の審査、係員への指導・助言、係業務の進行管理等について、係長を補佐して担うものです。

設置の目安として、係業務の円滑な遂行を図るために、業務が複雑・困難である次のような係に副係長を置くことができるものとしております。困難な指導、監督、相談、折衝等を行う係や、変則勤務体制により業務を行う係、また、困難な企画、調整、管理を行う係、係員の数が概ね10人以上で、係の業務運営が特に困難な係です。

呼称の使用時期が25年4月1日からということで、昨年度から準備をしまいましたが、このたび全庁的に規程を整備するものです。

それでは、3枚戻っていただいて3枚目になります。港区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の新旧対照表をご覧ください。下段に現行、上段に改正案を示してございます。

まず、下段の定義のところですが、第2条の第1号に課長というところで、港区教育委員会事務局組織規則（昭和40年教育委員会規則第3号。以下「組織規則」という。）という記載がありますが、この後の条項に「組織規則」という文言が出てこないの、「以下『組織規則』という。」という文言を記述する必要がないことから、規定を整備するに当たり削除するという内容でございます。

規定整備の本来の趣旨は上段のように、第2条第3号の「主査」について、「組織規程第3条4項に規程する主査及び各処務規程に規定するこれに相当する職をいう」という文言の追加です。

また、副係長の名称について、第6条に定めております。第6条「特に複雑かつ困難な職務に従事し、係長を補佐する主査の名称については、別に定める基準に基づき、副係長と称することができる。」という条項を追加し、委任条項は、これまで第6条であったものを第7条と、後に送るという内容になっています。

また、2枚目をご覧ください。付則ですが、「この訓令は、平成25年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する」ということで、現在、教育委員会事務局において、2人の主査が副係長というふうに称してございます。1人は、困難な企画、調整、管理を行う係としまして、社会教育委員の会議や生涯学習推進計画の策定、「放課GO→」等の学校の事業を職務としている生涯学習推進課の生涯学習係の庄司主査が副係長となっております。

また、係員の数が概ね10人以上で係の業務運営が特に困難な係としましては、学務課の学校支

援係の船岡主査が4月より副係長となっているものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議のほどご決定くださいますよう、お願いいたします。

○小島委員長 ただいま庶務課長から説明をいただきましたが、何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 今、庶務課長から説明があった、副係長という名称を導入することによって、職員のモチベーションとか、あるいは課内の仕事がより効率よく処理されるということであれば非常にいいと思います。質問としては、第6条の「別に定める基準に基づく」というのはどのような基準ですか。

○庶務課長 この基準につきましては、先程の参考資料で見いただきました設置の目安という、このような四つ基準で運用していくとされていますが、ここに書かれている基準を指すものでございます。

○澤委員 この呼称を用いる用いないというのは、課長の権限になるのですか。

○庶務課長 職の呼称ですから、やはり全庁的に統一的な扱いとなるように、人事課でこの係の主査はこういう呼称を使うという調整がされています。

○澤委員 要望は出されているのが、最終的なものは人事当局で決定するということですか。

○教育長 当然事前に、所管の部長なり課長と人事当局と調整をして、その上で決める形になっております。

○澤委員 分かりました。

○小島委員長 今、澤委員の質問の関連なのですが、第6条で「別に定める基準に基づき」と、規程に書いてあるということになると、内規のようなものを明らかにしておかないとこの条文との関係で整合しないので、教育委員会内部で文書化しておいた方がいいのではないですか。

○庶務課長 委員長ご指摘のように、内規という形で固めていくことになろうと思いますが、文書化しておくようにいたします。

○綱川委員 参考資料の導入についてというところの8その他なのですが、「3年間は試行で実施する」と書いてあります。規程をつくっておいて試行で実施するという意味が、その後検証して改廃するのですかというようにとれてしまうのですけれども、よく分からないので教えてください。

○庶務課長 当然目的がございまして、目的が十分達せられるかどうかという意味で3年間程度の試行と伺っております。副係長と呼ぶようにやってみて効果測定を行うという意味で「3年間程度の試行」と定められているものと理解しております。

○小島委員長 この制度がうまく作用するのであれば、副係長の人員をもう少し増やすとか、色々なことが考えられるわけですね。

○次長 今、綱川委員指摘のとおり、2行目に「28年度を目途に本格実施に移向する」とあります。本格実施が28年度からで、25年度からの3年間でどういう職が、5に照らして効果的なのかというのを実際に運用してみて最終判断をするという意味なので、改廃ということではないです。

改善はしますけれども、本格導入をもう決めておりますので廃止ということはないです。

○永山委員 区役所の方は、もちろん役職がどういうものかということには分かっているのですが文章だけですぐ分かると思うのですが、色々な役職がありすぎてよく分からないので、ぜひこういう資料を出す際には一覧にして出していただきたいと思います。

○小島委員長 そのようなご要望がありましたので、対応していただけますか。

○庶務課長 それでは、資料を作成しまして、後ほど皆様方にご覧いただけるようにしたいと思います。

○小島委員長 そのほか何かご質問ございますか。

よろしいですか。

それでは、ほかに質問がないようですので採決に入りたいと思います。

議案第37号については原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、異議ないということで、議案第37号につきましては原案どおり可決することと決定いたしました。

2 議案第38号 港区スポーツネット利用に関する規則の廃止について

3 議案第39号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

4 議案第40号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

5 議案第41号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について

6 議案第42号 港区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

○小島委員長 つづきまして、議案第38号「港区スポーツネット利用に関する規則の廃止について」、議案第39号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第40号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第41号「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第42号「港区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」。この五つの件につきましては、改正理由が同一ですので、一括して説明を受け、質疑応答後1件ずつ採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、異議ないということで、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、ただいま議題となりました議案第38号「港区スポーツネット利用に関する規則の廃止について」、議案第39号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第40号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第41号「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第42号「港区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。

まず、資料の配布が当日となり、委員の皆様にはご迷惑をおかけしました。大変申し訳ありません。

んでした。

今回の規則の廃止、規則の改正の背景ですが、おそりいれますが委員会議案資料ナンバー2の議案第38号「港区スポーツネット利用に関する規則の廃止について」の資料、後ろから二つ目となります。参考資料としてつけております、参考資料の1ページ目をご覧ください。

参考資料の1ページ目でございます。「新施設予約システムの利用開始について」の資料です。

1のシステムの概要をご覧ください。

現行、区民センターなどの文化施設の施設予約システム、スポーツ施設のスポーツネットの二つの予約システムがあります。これらのシステムが一つになり、施設の予約や空き状況検索が横断的にできるようになります。

そして、予約ができる施設が16施設から37施設ということですが、新たにいきいきプラザなどの施設が加わった予約システムが稼働いたします。

2のシステムで予約できる施設としましては、1番から37番までの施設となっております。この表の中にご覧いただけますように、7月12日をもって、現在スポーツネットを利用している施設から新施設予約システムに移行します。そのため今回、議案第38号として「港区スポーツネット利用に関する規則の廃止」をお願いするものでございます。

スポーツネット利用に関する規則で規定していた内容でございますが、利用者の登録要件、登録方法、利用申請の申請期間について規定をしておりました。これらの内容は、具体的な事務手続の内容となりますので、今後、規則ではなく要綱として整理する方がふさわしいため、新施設予約システムの稼働に合わせて新規の要綱として制定し、対応する予定としております。

それでは、参考資料の2ページ目をごらんいただけますでしょうか。

今回、新施設予約システムの稼働に合わせて、予約の受付期間を変更するものがございます。現行移行中ですが、スポーツセンターは3カ月前から、参考資料の新施設予約システムの利用開始に伴うスポーツ施設の予約申込期間の変更がございました。現行、スポーツセンターは3カ月前から、テニスコート、野球場、ソフトボール場、フットサル、武道場など麻布運動場、青山運動場などの運動場については、2カ月前からの予約申込という運用をしております。今回、これから新スポーツセンターができます。新スポーツセンターでは、フットサルなどが対応する形になってございます。スポーツセンター、運動場で共通する項目も増えてくるところでございます。また、この間、「スポーツ施設で申し込みの時期を統一してほしい」という意見、また、「スケジュールを決定するために早く予約を確定したい」との声も寄せられてきたところでございます。今回の新施設予約システムの稼働に合わせて、運動場の予約開始期間をスポーツセンターと合わせ3カ月前から受付を開始するように変更するものでございます。この変更に関する内容は、新しく制定する要項による期間でまいります。

資料を、大変申し訳ありません。もう一度参考資料の1ページ目、先程の資料の方へお戻りいただけますでしょうか。

下段にご覧いただけます3のシステムの切替えです。

現行のシステムは、7月8日の午前0時で利用終了となります。システムの切替えのため、7月8日の月曜日から7月11日の4日間はシステムが利用できないという形になります。この間は、各利用する窓口でお問い合わせいただくようになります。

4の利用者の方への周知でございます。月が変わりまして6月から各施設でお知らせチラシや操作ガイドの配布、ポスターの掲示などを行ってまいります。また、全庁的な変更ですので、『広報みなと』（6月11日号及び6月21日号）や港区公式ホームページで全体をお知らせする予定でございます。

また、利用者の方に対し、新システムの利用の開始、新旧システムの切替えの詳細については、スポーツセンター、生涯学習施設では、利用者の方に対し新システムに関するご案内などを直接郵送することでご案内をしていく予定となっております。

それでは、恐れ入りますが、今回議案の38号は、スポーツネットがなくなるということで規則の廃止ということでお願いをしているものでございます。

それでは、議案の第39号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。こちらの方の改正内容でございますが、教育委員会議案資料ナンバー3の議案第39号をご覧ください。こちらの方の、恐れ入りますが2ページ目の新旧対照表をご覧ください。

港区スポーツセンター条例施行規則の新旧対照表でございます。こちらの方の項目でございますが、適用除外の項目がございます。適用除外第16条です。港区スポーツネットの規則に定める手続で利用する場合には、こちらの方は2条、第5条第3項、第6条2項の規定は適用しないということで、適用除外の項目でございます。

具体的な条項の手続でございますが、2ページめくっていただきまして参考資料最後のところでございます。こちらの資料ナンバー3の一番最後のところに1ページで「港区スポーツネット利用における、適用除外事項」としてございます。スポーツセンター第2条で規定するのは、登録でございます。こちらの方は、教育委員会に登録申請書を提出し、教育委員会が登録証を交付する手続。スポーツセンター第5条、利用の手続です。利用する際は、教育委員会に利用申請書を提出し、承認を受けなければならない手続でございます。スポーツセンターの第6条は、利用の承認でございます。教育委員会がその利用を承認するときは、利用承認書を交付し、施設を利用するときは、利用承認書を提出しなければならない。こうした手続を定めているものでございます。スポーツ施設を利用する際には、こうした手続は適用しないという趣旨がこちらの条項になってございました。

今回こちらの条項でございますが、スポーツネット利用に関する規則がなくなりますので、この箇所を「教育長が別に定める基準」として改正をするものでございます。「教育長が別に定める基準」とは、先程ご説明しました新しく制定する要項のことを指してございます。

次に、議案資料ナンバー4、議案第40号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」の改正内容でございます。こちらの方、2ページ目の新旧対照表をごらんください。港区立運動場条例施行規則の新旧対照表です。

まず、使用の手続、第3条でございます。こちらの方、港区立運動場条例施行規則には、芝浦南

ふ頭公園運動広場のみ登録要件、申請期間、団体登録などが規定をしております。こちらの方、ほかの施設につきましては、スポーツネット規則で規定をしておりました。登録要件、申請期間、団体登録がスポーツネット規則で規定をしている場合、運動場条例施行規則で規定している場合など、取り扱いが分かりづらい状況がございました。今回整理をしまして、具体的な事務手続ですので、新たに制定する要項の中でほかの運動場とあわせ整備をしていくものでございます。

その次の適用除外の第12条でございます。こちらの方は、先程の説明いたしましたスポーツセンターと同様の改正の趣旨でございます。

次に、議案資料ナンバー5の議案第41号「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について」の改正内容でございます。こちらの方も2ページ目の新旧対照表をご覧ください。

港区立武道場条例施行規則の新旧対照表です。こちらの方も適用除外の第14条になります。こちらの方もスポーツネット規則の廃止に伴う規定整理となります。

改正の趣旨は、先程と同様となっております。

次に、議案資料ナンバー6、議案第42号「港区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」の改正内容でございます。2ページ目の新旧対照表をご覧ください。港区立学校施設の開放に関する規則でございます。

利用の手続、第9条です。こちらの方は、校庭及びテニスコートの夜間開放の利用については、スポーツネットの利用に用としてきたものでございますが、規則の廃止に伴い別に定める規定を整備するものでございます。

こちらのいずれの5議案とも付則で示してございます。施行の日には、平成25年7月12日を予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきましてご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○小島委員長 ただいまのスポーツネット廃止に伴う規則の改正についてですが、何か質問ございますでしょうか。

○綱川委員 今までは全て規則ということで、教育委員会の承認を得て発行しているわけですね。今回、権限の委譲というか、全部教育長の定めるものというように変わって要綱になると思うのですけれども、権限の委譲というか、そういうように考えてよろしいのかということと、あともう一点が、要綱が7月12日から発行するわけですが、要綱というのも現状見せていただいていたかという質問です。

以上2点です。

○生涯学習推進課長 通常といいますか、これまで条例が施設の設置目的ですとか、名称ですとか位置、事業内容とかを規定していて、その下に規則として利用の手続ですとか、利用承認とか、減免の手続などを定めてございます。予約の方法ですとか、抽選の期間ですとか、抽選日ですとか、利用の登録要件などは具体的な事務手続になりますので、要綱で定めるのが体系としては望ましい形になってございます。それが今まで規則として混在、片やスポーツセンターに書いてあったり、

運動場条例施行規則に書いてあったりというところで色々入り組んだ状態になっておりましたので、今回あわせて改めて整理をした。権限の委譲というところより整理をさせていただいたところです。2点目の新しい要綱ですが、現在作成中でございます。でき上がりましたら参考という形で提出させていただきたいと思います。

○綱川委員 分かりました。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

○澤委員 参考資料を見させていただくと、施設というのは当然教育委員会所管のものだけではないのですね。港区全体で言えば色々な施設があって、その予約が一元化されるということは、合理化になり、システムとしてはよりスッキリするのだろうと思います。

あとは新予約システムに移行したときに、例えば私の場合ですとテニスコートに登録しているわけですが、今はスポーツネットで予約していますが、利用者は登録カードを持っているわけですが、その登録カードは今後有効で、ただ予約する窓口が一元化されて、その中の野球場とかテニスコートとか、あるいは色々な施設を選んでいくということになるのですか。

○生涯学習推進課長 現行ご利用いただいているカードは、そのまま新システム移行後も使える状況となっております。一部の施設におきましては、利用者番号が変更されたりする場合もございます。そうしたところで、ご案内を個別に、6月になりまして発送させていただくようにしております。スポーツに関する施設につきましては、現行の利用者番号、パスワードなどは変更はありません。

○澤委員 分かりました。

○永山委員 抽選日とあるのですが、倍率はどうなりますか。施設によっても違うと思うのですが、結構借りられるのですか。

○生涯学習推進課長 施設によってばらつきがございます。特に人気の施設になっているのは、三つございます青山と麻布と芝浦のテニスコートの予約が集中する施設になっております。1日の土曜日、日曜日、そういったところでは100件あたりの申し込みがあるので、その中で抽選をしています。

○永山委員 抽選方法というのは、ランダムにやっても、もしかして同じところがずっと当たってしまうということもあるのですか。

○生涯学習推進課長 抽選の方法は、機械がランダムで抽選という形になってございます。在住の方は10件まで申し込みが可能ですので、その月の10件まで最大当たる可能性もあります。

○綱川委員 これは意見なのですが、今、色々な部分で副校長先生たちの業務、事務手続の煩雑さとか、業務が学校教育ではないところに割かれるというようなことが小P連とか中P連の会でも話題になっています。最後に学校施設のこともチラッと書いてありますけれども、新システムに移行することによって、学校の施設ですので、学校行事等で貸せないとか色々複雑な事情もありますので、学校の要望というところも含めてこれから先に考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○生涯学習推進課長 学校の校庭開放というのは、所管の私どもとしても課題というふうに捉えていますので、今後研究してまいりたいと思います。

○小島委員長 確かに副校長先生の負担とか色々言われていますので。

例えばこういう新しいシステムができたとして、そのシステムをさらに運用するうえで、そういうようなものができるのかどうかということですか。

○綱川委員 学校施設で学校教育のところで使うところをどしたら、このシステムの中に取り込めるのでしょうか。例えば今週予約とっていてもだめだとか、そういうのがあると思うので、そういうのをどうやってシステム化していくかとか、難しいことだと思うのですが、ただ、今の現状を考えると、学校教育の方にもうちょっと専念できるような方法にしていってほしいと思うので、うまくやってほしいというところです。

あとは学校事務職員の活用というものも考えていかなければいけないのかなと思っています。副校長の業務を学校事務の方に移行していったりということも考えなければいけないのかなと。

○生涯学習推進課長 こういったシステム化というところも課題としてあるのですが、なかなか現行の学校の利用の形態を見ても、近隣の地域団体の方が定期的に利用されていて、なかなかオープン化になじまないとか、そういった課題があります。その辺をどういうふうに整理していくかが課題と考えます。

○永山委員 確かに言われているとおりで、色々なことがあるので、このシステムに一気にというか、もちろん無理だと思うのですが、まずはどの学校がどういうふうに学校施設の利用の形態をしているのかという把握はされているのでしょうか。

○生涯学習推進課長 各学校がどういった種目に対応して、どういった、学校開放の話になってしまうのですが、どういった種目に対応して、どういった団体が、週どれくらい空いているかという調査をして把握をしているところです。それをもとにシステムでございませうとか、新しい団体を受け入れられる余地ですとか、そういったところは検討していきたいと思います。

○永山委員 以前、副校長先生がすごくパソコンに強い方だったときは、ご自分で予約のシステムをつくられて、そこを皆さん見てくださるというような形でやっていた時期もあったのですが、異動になってしまって今それはなくなっていますので、本当に楽になる方法で色々考えていただけたらと思います。

○小島委員長 今、綱川委員、永山委員のお話を聞いていて、学校施設を保護者なり近隣なりに利用していただくという、そういうシステムは、生涯学習推進課が一手に担当しているのか、あるいはほかの部署が担当するか、あるいは学校自体がやっているのか。その辺はもう少し整理しないと、なかなかこの問題は前進しないのではないかなという気がするのですが、生涯学習推進課が全部担当しているのですか。

○生涯学習推進課長 学校の運営上、支障のない範囲で開放しておりますので、学校の判断で貸して、上がってこない団体も当然ございます。私どもで利用承認をして認めている団体というところも混在していますので、そうしたところの把握が難しい状況もあります。

○小島委員長 生涯学習推進課だけの問題ではなくて全体の問題だから、指導室長なんかも関係してくるのですかね。

○指導室長 例えば全ての学校をインターネット予約できるようにするという方法は十分考えられる。それによって例えばこの学校はだめだったら他の学校に変えるというようなことは出てきます。ただ、私も副校長の経験ありますけれども、例えばサッカーの団体で、学校の教育活動に影響しないようにということを考えたときに、「スパイクを履かないでやってくださいね」と言っているのにスパイクを使用して校庭が荒れてしまったりということ、あるいは「大きな声を出さないでやってくださいね」と言っても大きい声を出して近隣住民から色々なご意見をいただくというようなことは十分考えられますので、やはり副校長の役割としては、学校教育に支障がないということもありますけれども、近隣とのおつき合いということも配慮します。港区でもおそらくそういった点に十分注意して開放を行っているというように思います。

○小島委員長 その点はなかなか学校の近隣への配慮とか難しい点があるので、今日なかなかこの場でさらに議論を深めるというのは時間的に難しいです。こういう問題点があるということを教育委員会で共有して意識を持って、どうしようかということは今後考えたいと思います。綱川委員、永山委員、よろしいでしょうか。

それでは、色々ご質問等質疑が行われましたが、この程度にして採決に入りたいと思います。

それでは、採決に入ります。

議案第38号については原案どおり可決ということでご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、異議ないものと認め、議案第38号については原案どおり可決することと決定いたしました。

続きまして、議案第39号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 異議ないものと認め、議案第39号について原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第40号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 異議ないものと認め、議案第40号につきましては原案どおり可決することと決定いたしました。

続きまして、議案第41号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第41号についても原案どおり可決することと決定いたしました。

続きまして、議案第42号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第42号につきましても原案どおり可決することと決定いたしました。

た。

7 議案第43号 平成25年第2回港区議会定例会に提出する議案に関する意見について

○小島委員長 それでは、続きまして、議案第43号「平成25年第2回港区議会定例会に提出する議案に関する意見について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、教育委員会議案資料のナンバー7をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条では、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る部分、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を得るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聞かなければならない」と定められています。5月23日付で区長から第2回定例会にかかわる議案の意見照会がされておりますので、本日もご審議いただくものでございます。

1枚おめくりください。これは区長からの照会文書をそのまま添付しております。今回の照会されているものは、去る5月14日の教育委員会定例会の議案第36号でご審議いただいた「港区立運動場条例の一部を改正する条例(案)」、「平成25年度港区一般会計補正予算(第1号)(案)」についてでございます。

「港区運動場条例等の一部を改正する条例」につきましては、既にご審議いただいておりますので説明は省略させていただきまして、補正予算に関して説明をいたします。たくさん資料を添付させていただいて申し訳ありません。「港区一般会計補正予算(第1号)」という資料の3ページをまずお開きいただけますでしょうか。後ろから5枚目になります。

こちらについては、歳入歳出予算の歳入の補正です。13番目の国庫支出金の2番目ですが、補正前の額が19億8,435万2,000円であったものが、今回881万5,000円増額し、補正後の金額を、19億9,316万7,000円といたします。このうち教育費の国庫補助金に関しましては、当初予算が3億8,886万6,000円で、補正に伴いまして3億9,768万1,000円と増額されてございます。今回の補正予算に関しましては、理科の教材費にかかわる国庫補助金の増でございます。

次に、4ページ目をご覧ください。歳出予算の増額補正でございます。

8番目の教育費の款の二つ目の小学校費が1,159万2,000円の増、3番目の中学校費で603万8,000円の増となっております。

内訳ですが、5ページ目をご覧ください。先程の歳入に関する資料です。右側の節のところの区分3をご覧ください。3の理科教材費について、歳入予算の増ということで、理科教育振興法に基づく国庫補助金として補助率2分の1の歳入予算を計上しています。

続きまして、6ページ目、今度は歳出予算でございます。教育費の中では学校管理費が補正額としまして1,159万2,900円を増額します。小学校費にかかわる需用費として、子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施するために1,159万2,000円を増加するものです。

さらにもう1枚おめくりください。中学校費の学校管理費が11番目の需用費のところ、子ど

もの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施するということで603万8,000円の増額補正をしております。

内容がなかなか分かりにくいので、学務課長から補足の説明をしていただこうと思います。よろしいでしょうか。

○学務課長 それでは、補正予算に計上しております資料の6ページ、7ページでございます小学校、中学校運営に関する経費につきまして補足説明いたします。

本件につきまして、本年2月に国の平成24年度補正予算として成立いたしました理科教育設備費等補助事業、これを活用いたします。この補助事業は、学校教育におけます理科教育の振興、特に観察や実験を通じて考える力の育成を図るため、実験器具などを整備する費用を国において支援するものでございます。国の予算規模は100億円、補助率は2分の1となっております。

整備いたします実験用教材でございますが、全小中学校にはデジタル生物顕微鏡、これを小中全校1台ずつ、さらに中学校には環境放射線モニター、これを各校1台ずつ、さらに運動エネルギー実験機を各校8台ずつ整備する予定としてございます。これらの実験用教材につきましては、新学習指導要領で新たに付加された項目に関連する教材でございまして、港区といたしましては初めて一斉に整備するものでございます。

このほか各小中学校において、理科教育に必要な独自の教材調達を含めまして、各学校1校当たり約60万円、小学校の運営事務に要する需用費、備品購入費を合わせますと総額では1,763万となっております。

説明は以上です。

○庶務課長 説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○小島委員長 説明でよく分からなかったのですが、国庫支出金を881万5,000円、これが今言ったような理科の購入等に充てられるのですか。

○庶務課長 恐れ入ります、5ページ目をもう一度ご覧ください。右側の真ん中にあります3の理科教材費が、理科教育振興法に基づく国庫補助金として補助率が2分の1で881万5,000円が支給対象となるということで計上しています。

○小島委員長 6ページ、7ページに小学校費、中学校費でそれぞれ補正額1,159万2,000円と603万8,000円があります。これが子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施するということですが、これは何をやるものですか。先程の理科のとは別ですか。

○庶務課長 歳入と歳出の関係ですが、区の方で理科教育の振興を図るために小学校費、中学校費でこれだけの経費を使うので、国から2分の1に当たる補助金を確保するための予算となっております。

○澤委員 理科教材の購入費ということで、区が補助金の2倍の額を出して、子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育のための教材を実施する。(1)で魅力ある学校教育の推進、小学校運営事務、11番が需用費とか備品購入費、これは何ですか。

○学務課長 今回は補正予算ということで、理科教育に特化した形でご説明したのですが、この小学校費の例えば学校管理費は、教育全般にわたってさまざまな分野の予算がここに盛り込まれているということです。今回は、補正に関して理科教育に特化して計上しているということでございます。

○教育長 子どもの個性とか地域の特性を生かすという、これは予算の事業名、大きな事業の名前なのです。その中でさらに魅力ある学校教育の推進という細かい事業名というか項目があって、中身は理科教育なのですが、ここはそういう予算上の事業名、体系的に柱立てですね。そういう形で記載しているものです。

あと節というのは、予算の区分で款、項、目という形でなっているのですが、節の中で需用費と、それから備品購入費という形になっていますけれども、備品購入費というのは、要するに備品そのもの自体を購入する。需用費というのは、色々な使い方で、それに伴う事務用品であるとか細かいもので、今回この需用費でどういうものを充てたかというのは学務課長に説明してもらいます。

○学務課長 1点5万円以上のものが備品となりますので、備品購入費での取り扱いになります。これにつきましては、先程申し上げましたデジタル生物顕微鏡が、定価でおおよそ11万円ですので、これについては備品購入費として予算計上してございます。その他の環境放射線モニターや運動エネルギー実験機、その他の教材、消耗品も含めた教材は需用費として購入するというので、節としては二本立ての組み立てになってございます。

○澤委員 備品購入費は、具体的にはデジタル生物顕微鏡で、運動エネルギーとか放射線の線量測定器は需用費ですね。

○綱川委員 ちょっと分からないところが1点と質問なのですが、先程24年度の補正予算で2月に決まったものを25年の後年度負担でやるのですかというのが一つ。

それとあともう一つは、色々なものを買って、より学校教育が充実するというのは非常にうれしいことなのですが、やはり指導室の方とよく連携をして、使われ方とか今さら言うこともないでしょうけれども、学校の現場と、配られたはいいけれども使われなとか、そういうもったいないことがあっては困ると思いますので、よく調整をしていただきたいと思います。

以上2点です。

○学務課長 国の予算成立が年度末になったということで、国では補正予算の執行が25年度で可能なような手続は既に終了していると聞いてございます。

それと2点目は、物を先にといいよりは、やっぱりどういう活用していくかというのが一番重要だと考えておりますので、今回の検討に当たっても指導室と十分調整の上、進めてございます。

○綱川委員 お願いします。

○小島委員長 ほかに何か質問ございますか。

よろしいですか。

ほかにないようでしたら、この件についてお諮りしたいと思います。

議案第43号について、異議がない旨を区長に回答することよろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第43号については、意見照会の内容に異議がない旨、港区長宛てに回答することといたします。

2 教育長報告事項

1 平成24年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について

○小島委員長 続きまして、日程第2、教育長報告事項に入ります。

委員会の冒頭でお諮りしましたとおり、日程を変更して、まず初めに「平成24年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について」。指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、資料ナンバー5に基づきましてご説明いたします。

まず、この資料でございますけれども、平成25年3月31現在ということをつくってございまして、その後変更ありましたので、この後の説明の中で少し触れさせていただきます。

まず、幼稚園の修了児の進学先なのですけれども、公立幼稚園を修了したお子さんは、概ね平成24年度のところで92.4%は区内の公立小学校に進むということで読み取れます。この数字については、増加傾向にあるかなというようなことを経年の変化の中で見てとれます。

次に小学校ですけれども、公立小学校を卒業したお子さんが港区の公立中学校に行く割合については、20年度から見ると54.1%、21年度が52.4%、22年度は55.5%、23年度が58.4%と増えてきていたのですが、24年度については54.8%というように若干下がっております。原因について分析しているということではございませんけれども、やはりこれは港区の公立中学校の魅力をもっとアピールしていかなければいけないという課題意識を持っております。

次に中学校でございます。中学校の卒業生の進路状況でございますけれども、3月31日現在、進学を希望していて未定が0.6%ありましたけれども、この子どもたちについては4月に入りまして進学先が決まりましたので、ここは0になったということで状況が変わっております。そちらの表にございますように、都立は概ね4割程度ということと、私学が概ね5割程度ということで傾向が見てとれると思います。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 今、指導室長から報告がありましたように、ここ5年間、幼稚園から、区内の小学校に入学する割合がジワジワと増えてきています。中学に関しては、我々は学校訪問とか、あるいは中学校の合同説明会に出席して、随分盛り上がりがあって、いい教育をしていただいているなという印象でした。小学校卒業生のうちの区立中学校に入学するパーセンテージが若干減ったというのは意外というか、残念だなと思います。その辺は今、指導室長が原因は分析しているということですが、「おや？」というような数字ですね。

○綱川委員 今、世間ではアベノミクス効果とかいって経済が若干よくなってきているというふう

に見る人もいるようで、港区の中学の進学傾向などにおいても、私学へ行くとなるとお金がかかることですから、若干経済がよくなったという部分もあるのかなと思いますけれども、今の施策をより進めて、やはり経済に左右されるようなことではなくて、学校は学校で落ち着いて向上していくということでやっていただければと思います。

やはり親というのはお金をかければいいと思う人も中にはいるみたいで、私は港区の中学校の教育が悪いとは思ってもいないし、むしろよくなってきていると思っています。澤委員がおっしゃっていたように、学校を訪問していいなと思うところが色々ありますので、ぜひこういうことによって学校が落ち込んで、減ってしまっただけということではなくて、より進んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

細かいことですが、幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ、それぞれの公立小学校、公立中学校の中で、それぞれ区外が出ているのですが、これは港区の幼稚園、小学校を出たお子さんが、保護者が引っ越しをして区外の公立になったのでしょうか。それとも港区内に住んでいるのだが、区外の公立小学校、中学校へ行ったのでしょうか。

○学務課長 基本転居に伴うものと考えてございます。ごくまれに区域外就学はあり得ます。区立幼稚園に関しては、区内在住でなければ入れませんので、小学校の欄のここの数字は、ほぼ転居と見てよいと考えております。

○綱川委員 国立とか都立とか、国立はありますね、小学校。そっちに行く方も結構いるように感じているのですけれども。

○小島委員長 都立中学校があるのですが、九段は区立中高でしたか。中等学校でしたか。入学した子がいるかどうか分からないのですが、そういうのは分類はどこかありますか。

○指導室長 都立中学校につきましては、いわゆる都立の中高一貫校ですので、九段にも区外から入れる枠はあります。例えば白鷗とか、あるいは小石川とか、そのような学校は中高一貫校の都立中学校に入学した子どもの数に出てきます。

○永山委員 中学生の進路先で、ほとんどの子が進学が決まっていて、さすがに港区だと思ったのですが、やはり欲を言いますと無業家事手伝いで0.2%というのが気になります。確かに中学校を卒業したら義務教育が修了していますが、できれば学校にいる間に何かフォローできたらと思います。

○指導室長 今おっしゃるとおり、やはり義務教育が終わったら終わりということではありませんので、一人一人に応じて進路指導についてはきめ細かくやっていく必要があると思います。また、当然卒業生ですので、その後、例えば進学したくなったりとか、大検を受けたいとか、高校に行きたい。チャレンジスクールとか単位制高校などもありますので、そういったチャンスがありますので、そういったものについては紹介していくことができるということでございます。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

それでは、この程度でよろしいですか。

2 6月指導室事業予定について

○小島委員長 続きまして、「6月指導室事業予定について」。指導室長、お願いします。

○指導室長 資料ナンバー6でございます。

まず、6月につきましては、10日に指導室訪問がございます。青山小学校の方に参ります。校長もかわりましたので、もしお時間の都合がございましたら学校を見ていただけたらというように思います。

その後ですけれども、17日の月曜日、御成門小学校の指導室訪問が入っております。これも同じでございます。お時間ありましたら、どうぞ一緒に学校を見ていただけたらというように考えてございます。

それから続きまして、6月28日金曜日、いじめ防止に関する講演会ということで今回計画いたしました。これまでは指導室中心にやっておりましたけれども、今年度より区長部局を巻き込みまして、子ども・子育て推進会議というところがありまして、区長部局とも連携して一緒に進めていきたいなど。当然区民の方にも広く参加していただきたいというように思っております。

NPO法人のジェントルハートプロジェクトの小森さんという方は、ご自身のお子さんを高校1年生のとき15歳で自ら命を絶つということで、自分のお子さんを亡くしている方で、そうした方から直接声を聞くことによって、我々が考えることは何かということで企画いたしました。教員だけでなく、PTA、保護者、区長部局の方、あるいは家庭支援センターとかさまざまな関係部署の方へも声をかけて一緒に進めてまいりたいということで考えております。

報告は以上です。

○小島委員長 ただいまの報告に対して何か質問ございますでしょうか。

○澤委員 この間、海外派遣の結団式がありましたが、小学校の事前研修第1回目が15日に始まり、中学校も29日に始まります。児童・生徒に事前研修に励んでもらって、有意義な海外派遣となるよう、ご指導よろしくをお願いします。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

よろしいですか。

それでは、この件もこの程度にいたしまして。

3 港区子ども・子育て会議の設置について

○小島委員長 続きまして、日程をもとに戻しまして、「港区子ども・子育て会議の設置について」。教育政策担当課長、お願いします。

○教育政策担当課長 それでは、教育委員会資料ナンバー1の「港区子ども・子育て会議の設置について」の資料をご覧ください。

「子ども・子育て支援制度」が平成27年度をめどに本格実施されるということになっております。この制度の実施につきまして、新制度における今後の子ども・子育て支援施策ということです

けれども、認定こども園、幼稚園、保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付（施設型給付）と小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付（地域型保育給付）が創設されます。それからまた、給付と併せて、区市町村が地域の実情に応じて実施する延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等の事業により、子ども・子育て支援を充実させていくとされております。

新制度本格実施に向けた区市町村の役割としましては、区市町村は、子ども・子育て支援の実施主体としての役割を担い、潜在ニーズを含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられております。また、計画の策定に当たっては、関係当事者の参画の仕組みとして合議制の会議体を設置し、子ども・子育て当事者の意見を反映させるような対応を講じること。こちらの方は努力義務ということで求められております。

港区におきましては、港区子ども・子育て会議としまして、条例設置という形で会議体を設置するというふうにしております。本条例設置についての所管は子ども・子育て支援部となっております。平成25年港区議会第2回定例会において議案として提出する予定でおります。

こちらの港区子ども・子育て会議、そして港区子ども・子育て支援事業計画につきましては、幼児教育という部分も含まれておりますことから、こちらの会議の設置、また、事業計画について教育委員会においても報告させていただくものでございます。

初めに、港区子ども・子育て支援事業計画についてご説明させていただきます。

右下の3番になりますが、計画の期間としましては、平成27年度を始期とする5年間としております。

記載すべき事項としまして、必須記載事項に教育・保育を提供する際の基礎となる区域の設定や、各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み、各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保及びその実施時期、教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制の確保というものが必須記載事項として挙げられております。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、現段階で国の方の子ども・子育て会議というのが設置されておまして、また、内閣府で子ども・子育て会議を設置しておまして、また、子ども・子育て会議基準検討部会というものもございまして、こちらの方で詳細については今検討されているところですが、概ねこういった形で子ども・子育て支援事業計画というものを策定するようというふうなものが出ております。

任意記載事項としましては、こちらに記載してあるとおり、産後の休業及び育児休業等における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保、児童虐待防止や障害児施策の充実等に関する都道府県が行う事業との連携、職業生活と家庭生活の両立に関することという形で任意記載事項としております。

策定までのスケジュールとしましては、平成25年8月から9月、こちらに第1回の子ども・子育て会議を開催する予定でございます。11月にニーズ調査を実施いたしまして、3月に調査報告

書、計画の骨子が完成し、26年9月に計画素案確定、27年3月には計画確定という形になってまいります。

また、子ども・子育て会議につきましては、会議の議事の中で特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の利用の定員の設定については、こちらの会議に意見を聞くという形になっております。特定教育・保育施設といいますのが、施設型給付を受ける施設という形になりまして、区立の幼稚園に関しましては、特定教育・保育施設の中に含まれることとなります。ただ、私立の幼稚園につきましては、施設型給付を受けないという選択もあるという、今までどおり私学助成を受けて運営していくという選択もできるという形になっておりますので、区内における全ての幼稚園が特定教育・保育施設になるということではございません。ただ、区立幼稚園に関しましては特定教育・保育施設になりますので、利用定員の設定については、当然事業計画の中にも盛り込まれることとなりますし、利用定員が変更等する場合には、こちらの子ども・子育て会議に意見を求めるというような手続が必要になってくることと思われまます。

こちらの子ども・子育て会議につきましては、教育、保育、両方についてを同様に扱うということから、委員の構成につきましては、教育、保育、子育て支援を中心とするバランスに配慮し、かつ、子育て当事者の参画に配慮した構成とすることとしておりまして、現在、子ども家庭支援部と教育委員会とで連携をとりながら、委員構成についての案を考えているところでございます。

また、現在進めております港区幼稚園教育振興検討会の検討内容におきましても、子ども・子育て会議が設置されました後には、内容についてもこちらの子ども・子育て会議の方に意見を聞くということも必要になってまいります。

今後、港区の幼稚園教育等につきましては、教育委員会での決定事項ということでは変わりございませんが、その前段階というところで、子ども・子育て会議の方にも意見を聞いておくというステップが必要になってくるかと思ひます。

この内容につきましては、国の動向を見ながら、また、区長部局とも連携をとりながら進めてまいりまして、必要に応じまして教育委員会の方に進捗状況について説明させていただきます。

雑駁ではございますが、説明は以上です。

○小島委員長 ただいまの子ども・子育て会議の設置等についての説明ですが、何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 この点は、今、教育政策担当課長から話があったように、当面、会議自体は区長部局が主導権をとってやるということですか。

○教育政策担当課長 区長の諮問機関という形に。

○澤委員 ただ、芝浦アイランドのときも色々我々が教育委員会で議論したように、幼保一元化の話が脈々とあるわけです。そういった関係と幼稚園教育との整合性とか、そういう重要な課題が含まれていると思ひます。もう少し詳細が決まっているのかなと思ひたのですけれども、区立の幼稚園は特定教育・保育施設とすると、今までの幼稚園教育とは変わらざるを得ないのか。私が認識しているのは、区立の幼稚園の場合には、3年保育の需要が非常に高いにもかかわらず定員が少ない。

だからその辺を拡充しなければいけない。

保育に関しては、待機児童をどうやって解消するかということが区としては非常に大事なことで、そういった課題に対して子ども会議というのがどういう方向で解決策を探ろうとしているのか。そういう中で、区の幼稚園が特定教育・保育施設という指定を受けた場合に、具体的に変わらざるを得ないことが分かっているのか、そういったことはこれから検討する課題なのか、その辺が知りたいのです。

○教育政策担当課長 子ども・子育て支援新制度の導入に当たって、幼稚園自体が変わるということとはございません。ただ、区立幼稚園というのが特定教育・保育施設という一つの中に含まれる施設であるという形での施設給付を受けますよという形ですので、幼稚園自体が何か変わるということではございません。

左下の方にイメージとありますけれども、子どもで満3歳以上で保育の利用がない家庭においては、学校教育と子育て支援とありますけれども、それ以外の家庭の子育てを支援するような取り組みが必要です。そういうカテゴリーになりますので、幼稚園自体は学校教育の部分を進めていくのですよというところで変わりはありません。

ただ、私立幼稚園においては、給付を受ける施設というところには入らないという選択をした場合には、特定教育・保育施設というところには入ってこないという形になります。ただ、今後、港区の幼児教育の需要、どのような需要があるかというのを考える中では、私立幼稚園のことを除外して考えるわけではありませんので、港区としては全体的にこれだけの幼稚園の需要があって、それに対して区立の幼稚園としては、こういう計画を持って進めていきたいと思いますという形にはなるかと思えます。

○綱川委員 委員構成のところなのですが、「・」の2行目に事業の従事者（幼稚園…）と書いてあります。これは、例えば先程の話だと、定員規模とか、そこについてもここで意見をまとめるとあったのですが、今ある私立幼稚園の園長さんなり設置者なり、そういう方をお声がけするのか、あとお声がけして本当にそういうところに出てきてくださるのかというのはどうなのでしょう。

○教育政策担当課長 この場合には外部の委員という形になりますので、当然私立幼稚園という形になるかと思えます。また、子ども・子育て支援に関する団体に属する者ということでPTAというのがございますが、こちらの方もまだ検討中ではございますが、そういったこともバランスという形では考えていきたいというふうに思っております。

○綱川委員 ぜひ、この会議にも私立の方に積極的に参加していただいて、色々今まで協議会とか検討会とかやられていますけれども、それがうまく機能して、より適正に子どものことを考えて、子どもたちの子育てができるように考えていただければと思います。

もう一点、先程おっしゃっていた左の下の表で、3歳以上で学校教育と子育て支援だけという一番上の人たちがいらっしゃいますよね。結局今、子育てしていらっしゃる方の話をすると、自分たちの生活を切り詰めても自分の子どもは自分で育てたいと思っている人たちがいる。でも、そうい

う人たちにとっては保育施設とかに入っていない子どもたちに対する、親に対する補助や支援があまりにも少ないと言われたり、公的な援助がそういう施設を頼って入る子どもたちには結構手厚くやっていただいているのだけれども、共稼ぎでなく、一生懸命苦勞してやっている親や子どもたちに光が当たらないというようなこともありますので、そういうところも重みづけてやっていただかないと、昨日新聞で報道された大阪の3歳児のように、頼ればいいのかと思ってしまうそういう人が出ては困るので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育政策担当課長 今後計画を策定する予定の子ども・子育て支援事業計画においては、幼稚園、保育園の施設的なものだけではなく、そういった子育て支援事業についても考えなければいけないことになっておりますので、そういったことについても対応するようにしていきたいと思ひます。

○小島委員長 教育政策担当課長の説明をいただき、1枚の資料を十分読みこなしていないせいもあるのですが、何となく漠然として、この会議の設置の目的をきちっと理解できていない感じもしているのですが、おおよそ見ると子ども・子育てを幼稚園、保育園、その他の施設、それから色々な施策的な意味で、色々施設型給付とか地域保育事業とか地域型保育給付とか、色々書いてあります。これは、今後の子どもの育ちにとって非常に大切な事業だと思うので、今日1回で、はい説明しました。終わりという、もちろんそういうことではないと思うのですが、もう少し本質を深く説明してもらふ機会をとってもらわないと、正しく理解できない気がします。

要望として、非常に大事な問題なので、今後も折に触れて説明をしていただきたいというのが一つと、あと懸念しているのは、澤委員と私などが委員になったばかりのときに、理想として、あらゆる子どもに単なる保育園の保育だけではなく、教育としての幼稚園教育を受けさせたいという理想のもとに国が、その当時の子ども・子育ての理想として、あらゆる子どもに3歳児以降、保育園と幼稚園の両方の機能を兼ねたこども園でやっていくべきだと。あとプラス延長保育とか、それより以前の0歳児から3歳児までの子育てをどうするかというようなことで、一番中心的な柱としてこども園制度を国が設計して、それを実施するのだということで、我々もこれは非常に大事なことだと。あらゆる子どもに、親の職業とか収入とか色々なことに関係なく、全ての子どもに保育と幼稚園教育を受けさせなければいけないのだという理想のもとにやってきたわけです。

ところが、理想を持って認定こども園に我々も進まなければいけないと思ってやっていたのですが、残念ながら文科省と厚生労働省の予算がそちらから別々に出てきて、それに基づいて施設も幼稚園の方の部屋と保育園の方の部屋の先生方に分かれたりとか、色々な問題が出てきて、要するにこども園というのはあまり普及しなかった。つまり、全国に認定こども園がいくつかありますが、日本全国にあまねく保育園と幼稚園を一緒にしたこども園にしようという理想はなかなか進まなかった。

そういう背景に基づいて、今度子ども・子育て会議というのを見ていると、これはまた昔のそういう理想の第二弾のような感じがして、そこになぜそういうこども園がうまくいかなかったという、その辺の問題点を十分整理しながら子ども・子育て会議を考えないと、また色々な問題点が出てきてうまくいかないということが繰り返されるのではないかというような危惧、そういう心配を老婆

心ながら申し上げておきたい気がします。

澤委員、どうですか。

○澤委員 幼児教育という意味で幼稚園教育と保育園が連携するということは非常に大事なことなのではございますが、幼稚園は、園庭とかきちっと教育施設としての条件を満たさなければ設立できないわけです。そんなことを言っていたらば待機児童などなかなか解消しません。保育園のような環境と幼稚園の教育一体化したようなものを考えたならば、待機児童は横浜市のように簡単にはできないので、その辺のストーリーをどう教育委員会としても考えていくのか。

当然日本全体として、いい幼児教育を今後確立していくということが非常に大事なことなので、我々が危惧したのは、教育と保育をごっちゃにしたような考え方がまかり通ってしまうと、ちょっとおかしいのではないかとというような議論も前にはあったわけです。私が思うのは、いわゆる保育と教育は違うのだから、その辺のけじめをはっきりさせながら、今の幼児教育の、あるいは保育の課題にどう解決策を見つけていくかということが大事だと思うのです。色々な視点からニーズとか課題を聞いて整理するということが大事だと思うのですけれども、委員長が言われているように、その先どうするのというところが必ずしも見えていないのかなと思います。

○綱川委員 今、お二人おっしゃったとおり、今、インターネット上とか見ている、港区のことに限って見ている、会議をやったときに、待機児童とかそっちにいつてしまうのです。タウンフォーラムでも前そうだったのでございますが、本筋のこれから将来どう考えるということではなくて、目の前のうちの子どもをどうにかしてほしいと。長期的な考え方をまとめる会議にしていっていただかないと、やはり声の大きい人たちがワツといつてしまうと困ると思いますので、教育と幼稚園の幼児教育担当の会議の方も指導室の専門官が入ってこられたましたし。目先のことではなくて、本当に長期的な視点に立って指導していただかないと、ちょっと危惧されるところがありますので、よろしくをお願いします。

○小島委員長 これを見ると、幼稚園教育より保育ニーズをいかに満たす、期待にこたえるかという方がやや重いような感じを受けるので、そこで区立幼稚園の定員まで決められたのではちょっと違うかなというような気もしないではないです。ただ、今日第1回のご説明を受けただけなので、これからさらに進化したご説明を受けたいと思います。

○教育長 おそらく最終的な事業計画に記載すべき事項とか、これから議論していくものが載っていますけれども、この文章だけだとなかなかそれぞれ皆さん捉えられるイメージが違うと思います。教育委員会としては、少なくとも私どもがこれまで進めてきた幼児教育の本質、あるいは保護者の方の幼稚園に就園させたいというニーズ、3歳児、4歳、5歳という形の定員の拡大も含めて、そういうことをやってきたわけですから、こういう全庁的な大きな会議体の中で、教育委員会が押し進めようとしている施策をさらに前に進めるような形に、ある意味さらにオーソライズさせていくという方向で、これをうまく活用して教育委員会としての施策をより進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○小島委員長 今の教育長の話で、ぜひそういう方向でやっていきたいと思っています。

○**永山委員** 今、皆さんも言われたように、親からしてみましたら保育園も幼稚園も仕事しているかしていないかだけの違いで、できれば一つにさせていただきたく、子どもを育てる環境をみんなと一緒に考えていっていただけたらと思います。本当にこの会議の設置で色々意見が出て、うまくいくことを願います。

あともう一つは、以前学校地域支援本部、すごくいいものを思案していただいたのに、そこで終わっているような気がして、この事業計画もきちんと実行できるような仕組みにしていきたいなと思います。

○**教育長** 社会教育委員の会議から答申をいただいて、今、具体的にどういうふうに進めていくか、生涯学習推進課長を中心に検討しております。今後教育委員会にお諮りして、具体的に進めていくという形でスタートを切ろうというふうにしております。答申イコールそのままという形ではなくて、教育委員会として、では具体的にどういう形でやろうかというのを議論している最中ですので、もうしばらくお時間がちょうだいできればと思います。

○**小島委員長** それでは、この件はこの程度とさせていただきます。

4 生涯学習推進課の6月の事業予定について

○**小島委員長** 続きまして、「生涯学習推進課の6月事業予定について」。生涯学習推進課長、お願いします。

○**生涯学習推進課長** それでは、「生涯学習推進課の6月事業予定について」ご報告いたします。教育委員会資料ナンバーの2をごらんください。

6月の事業予定です。タグラグビー教室を青山、東町、港南、御成門の4教室を開催いたします。ほかにですが、3行目、本村小学校のフィットネス教室、それから7行目になります、被災地支援ということで、26日、つくば市の物産市は、生涯学習センターで開催する予定となっております。

ご報告は以上でございます。

○**小島委員長** ただいまのご説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

タグラグビーは相変わらずいっぱい入って結構ですね。

では、この件はこの程度としまして。

5 第68回国民体育大会港区実行委員会第3回総会報告について

○**小島委員長** 続きまして、「第68回国民体育大会港区実行委員会第3回総会報告について」。国体推進担当課長、お願いします。

○**国体推進担当課長** 先日15日なのですけれども、国体の実行委員会の第3回総会が開催されました。総会では、報告事項3件、議案4件及び依頼事項1件について説明するとともに承認をいただいております。また、既に本庁舎の玄関に設置してあります国体の開催までのカウントダウンボード、これの除幕式も行っております。また、ケーブルテレビの取材も入り、後日放映される予定

になってございます。

それでは、実行委員会での報告事項から説明に入ります。総会資料のナンバー3をご覧ください。報告事項1になります。総会資料の2ページをご覧くださいと思います。

国体実行委員会の委員が変更になりました。副会長を紹介させていただきます。港区の体育協会の会長及び港区スポーツふれあい文化健康財団の理事長が交代し、野村会長及び理事長が就任します。また、港区副区長が田中副区長に、教育長が小池教育長にそれぞれ変わったため、副会長が変更されております。その他記載のとおり、澤常任委員にかわりまして小島常任委員が就任しております。そして、澤委員が参与になりまして、また、半田委員にかわり永山委員も参与にそれぞれ就任されております。

次に、報告事項2で国体のなぎなた競技の実施要項が別冊の5で発行されましたので、この内容についてご説明いたします。別冊の実施要項をご覧ください。

1ページをごらんください。競技の大会日程と会場の一覧になっております。

港区で実施されるなぎなた競技は、2ページ目の中程に記載されております。9月29日から10月1日までの間に、港区スポーツセンターで開催される予定です。

また、その資料の22ページになりますが、国体の文化プログラムが記載されてございます。会場が港区となる事業が全て港区の欄に記載されております。中央図書館で実施のものは東京都が主催する事業になります。港区が実施する事業は、予定されているいくつかの文化的な啓発事業のうち、被災地を支援する事業を文化事業として指定してございます。

別冊の33ページをご覧ください。国体の詳細なスケジュールが記載されております。

初日の9月29日には開会式が行われ、少年女子の演技競技から競技が始まります。

少年女子の試合競技は、2日目の30日にかけて行われ、少年女子の部が終了した後に成年女子の演技競技が始まります。成年女子の試合競技は、3日目の最終日に終了後、閉会式が行われる予定です。

初日の開会式や3日目の閉会式などに合わせてさまざまな公開演技等も予定しますので、特に地元の幼稚園児とか小学生による演技も予定されておりますので、ぜひご来場いただけるようお願いをいたしました。

次に、もとの資料に戻りまして、実行委員会の資料の5ページをご覧くださいと思います。

報告事項の3番目でありますけれども、第13回全国障害者スポーツ大会についてです。この大会は団体と合わせましてスポーツ祭東京2013のもう一つの大会になります。この大会のオープン競技の競技会場と日程が決定しましたので報告をするものです。

記書きの1に記載されていますが、港区内では25年10月6日に、明治学院大学の白金キャンパスパレットゾーン白金において、精神障害者フットサル競技が実施されます。主催団体は、精神障害者地域生活支援とうきょう会議で、港区には事業へのPRの協力依頼がございました。

次に、裏面6ページに全国障害者スポーツ大会の全ての正式競技(13競技)とオープン競技(17競技)の競技名と実施日の一覧をお示ししてあります。10月5日を皮切りに、10月14日ま

での間、都内の各地で開催されます。

報告事項については以上の3点です。

次に、第1号議案についての説明になります。実行委員会の24年度事業報告になります。同じく資料の7ページをご覧くださいと思います。

昨年5月26日から27日にかけてスポーツセンターで開催された第53回都道府県対抗なぎなたの報告をいたしました。大会結果は、演技競技の部、試合競技の部、総合成績ともに東京都が完全優勝しましたことのご報告でございます。

また、なぎなた連盟の方々や体育協会、スポーツ推進委員、港区なぎなた連盟、また三田警察署や芝消防署、医師会の方々など多くの実行委員会の皆様に協力をいただいて、成功裏に大会が終了することができたことを御礼するとともに、今年の本国体でも協力をお願いしております。

次に、8ページから11ページにかけてご覧ください。港区を挙げた国体とするためにも、さまざまなイベント等で国体の啓発を中心とした活動をしてきました。網かけの事業が事務局で出向いて実施した国体啓発事業や会議になります。濃い字体で記載されたものは、被災地支援のための事業になります。その他の事業は、区のイベントや関係団体等のイベントで、国体のキャラクターであります「ゆりーと」を貸し出すことで国体のPRを実施した事業になります。

11ページからの写真を用いながら説明をしました。この事業については、毎月の教育委員会で報告させていただいた内容になりますので、詳細な説明は省略させていただければと思います。これまでやってきた事業が写真で様子がわかる一覧になってございます。

14ページ以降に記載されています区や関係団体等のイベントで、「ゆりーと」は出演しなかったのですが、国体とあわせてオリンピック・パラリンピックの東京招致の呼びかけを啓発グッズを配布することで実施した事業の一覧になります。ノートと鉛筆は区立小学校全校、ノートとシャーペンが区立中学校全校に配布しました。その他色々なイベントや29の商店街にもご協力をいただきまして、約70事業でPRを実施したところでございます。

次に、16ページをご覧ください。2号議案ですけれども、実行委員会の収支決算及び監査についてご説明いたしました。

まず、収支決算ですが、収入の部では港区から国体実行委員会に対する補助金、預金利息含めて2,864万703円が決算額となりました。それに対して支出の部では、決算額が2,862万3,021円となっております。予算額との差し引きで1万7,682円が残額となっており、前年度の預金利息分については最終年度に返還することになっているため、その分を差し引いた1万5,979円を区に国に返還する予定で、執行率は99.9%だったことを説明しております。

また、17ページにありますように、5月8日に事務局規程の第17条に基づいた監査を実行委員会の監事に行っていただき、内容が適正であったことが認められたことをご報告しております。

次に、18ページをご覧ください。実行委員会の25年度事業計画案について3号議案として説明いたしました。

1の競技会の開催ですが、競技役員研修のためのプレ国体を7月28日に実施します。その後、

本番である第68回国体のなぎなた競技会を9月29日から10月1日にかけて港区のスポーツセンターで開催する予定です。

2の被災地復興支援ですが、先程紹介した文化プログラムとして、実施するほか、国体開催期間中での会場でも、現在のところ岩手県一戸町や和歌山県、茨城県つくば市、福島県いわき市、喜多方市などに声をかけてリハーサル大会及び物産展や観光PRを実施していただく予定です。

3の広報・啓発活動については、広報誌やホームページ等を利用した活動や、区のイベントと連携した活動を25年度に実施をする予定となっております。

また、キスポーツ財団の協力によりまして、お台場ナイトマラソンを国体3カ月前イベントとしての冠をつけて実施していただき、7月には国体2カ月前イベントとして炬火イベント、8月には港区の体育協会が主催する被災地と港区の子どもたちがなぎなたを通じて交流する被災地復興支援事業、これを1カ月前イベントとして実施する予定であることなどもご説明をいたしました。

次に、19ページをご覧ください。4号議案ですが、実行委員会の25年度の収支予算について、説明いたしました。

港区からの補助金を財源とする収入の部では、利息も含めて6,033万2,503円、支出の部ではごらんのような経費を総計しまして、同じく6,033万2,503円となっていることを説明しました。これら第4号議案については、全て了承されております。

最後に、20ページをご覧ください。68回国体なぎなた競技会と2020年オリンピック・パラリンピック東京招致の気運醸成事業への協力の依頼を実行委員会の方々にしました。

目的ですが、スポーツ祭東京の開催及びオリンピック・パラリンピック東京招致について、より多くの皆さんに関心を高めていただき、地域から気運が盛り上がっていくことを期待するものでございます。

具体的な依頼内容ですけれども、地域のイベント等にあわせて、国体やオリンピックの招致の気運を盛り上げる団体に、実行委員会が作成する啓発グッズを提供させていただくものです。例に書いてありますけれども、商店街や町会、自治会のイベント等で啓発グッズを配布させていただいたりとか、環境美化活動とか各種会合等で啓発グッズを配布させていただいたり、事務所などの窓口でグッズを配布していただくような形で啓発に協力いただけるようお願いをいたしました。

東京都の補助の規定によって、事業を主催する団体1団体につき1事業までというふうにさせていただきます。

事業の期間ですが、25年6月1日から25年9月7日までを想定しておりまして、これはオリンピック・パラリンピックの開催都市決定が9月7日に予定されているためでございます。

また、のぼり旗をご希望の場合は貸し出しができることや、「ゆりーと」の出勤を希望する場合も事務局に相談いただければ、空き状況等により出勤できる場合があることもご説明をいたしました。ご説明した後に、当日帰り際には既に何件か要請がございました。

参考資料として実行委員会の名簿も配布してありますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの担当課長のご報告に対して何か質問ございますでしょうか。

この秋に控えていますので、順調に準備が進んでいるということで安心しましたけれども、何か質問ございますか。

「ゆりーと君」もあちこちで大活躍ですね。運動会などにも「ゆりーと君」は来るのですでしたか。

○国体推進担当課長 春の運動会では、貸し出しの希望は今のところ来ていないと記憶しています。ゆりーとダンスの実施をする学校はあります。

○小島委員長 資料3の5ページに、記として三つ目のところで精神障害者フットサルとありますが、今でも精神障害者という言葉は一般的に使っているのですか。知的障害者、心の病、そのままズバリこういう言い方はまだあちこちで使われているのですか。

○国体推進担当課長 知的障害と精神障害者とはカテゴリーが違うものになります。

○次長 障害者の法律が改正されたときに三障害という言い方になって、今委員長がおっしゃった知的障害、それから精神障害、それから身体障害、この三つをもって三障害という言い方をしております。精神障害者という言い方は、一般的な言い方になっています。

○小島委員長 分かりました。

ほかに何かありますか。この案件は、よろしいですか。

6 図書館・郷土資料館の6月行事予定について

○小島委員長 続きまして、「図書館・郷土資料館の6月行事予定について」。図書・文化財課長、お願いします。

○図書・文化財課長 図書館・郷土資料館の6月行事予定につきまして、資料の4でご説明させていただきます。

まず、図書館の6月の行事予定ですが、おはなし会については、各館で19回開催予定でございます。

次のページに移りまして、「お子様に初めて本を読んでもらう」というブックスタート、これは8ですが、その下にうさちゃんくらぶブックスタートというのがございまして、それをご紹介させていただきます。

うさちゃんくらぶというのは、みなと保健所の健康推進課さんの方でやっております生後2～3カ月の赤ちゃんと保護者の集いということになってございます。保護者と赤ちゃんの集いの中で、子育てサービスをご紹介したり、子育てのワンポイントアドバイスを実施するというようなものでございまして、お母さん同士で顔合わせをして、手遊びを通して楽しく過ごそうというようなものがうさちゃんくらぶというものでございまして、そこへ私どもの方が出向きまして、ブックスタートで本のお話をさせていただくというものがうさちゃんくらぶブックスタートでございます。6月3回ほど、みなと保健所さんの方と連携しまして実施させていただくとしてございます。

続きまして、映画会については6、3ページに移りましてシネクラブ、シアターとございまして、

その他の中で23日に実施されます、こども向け海洋講座「ウミガメが生まれてから死ぬまで」というものにつきましては、東京海洋大学のウミガメ研究会の学生さんたちに協力をしていただきまして、こども向けの海洋講座ということで、小学校の1年生から3年生までを対象としまして実施するものでございます。こちらについても海洋大学とは日頃連携をとりながら、このような行事をやってございます。

こちらが図書館の行事予定でございまして、次に4ページ目に移りまして郷土資料館でございまして、6月に博物館実習ということで大学生さんの受け入れを実施することとしてございます。今回6月の受け入れは2名を予定してございます。

続きまして、5ページ目、郷土資料館の6月の展示でございまして、「館蔵武家文書」につきましては6月15日で終了予定でございまして、前回の教育委員会の方でご報告させていただきました。この後特別整理期間を設けまして、7月から24年度に郷土資料館の方で購入いたしました資料等中心にする展示に切り替える作業を実施する予定としてございます。

以上ご報告をさせていただきます。

○小島委員長 ただいまの図書・文化財課長の報告に対して何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 確認なのですが、2ページのうさちゃんくらぶブックスタートというのは、生後3カ月の赤ちゃんが対象ですか。

○図書・文化財課長 生後1カ月から3カ月の初めての赤ちゃんと保護者です。

○澤委員 ところで、ブックスタートというのは、保護者の方対象ということでしたか。

○図書・文化財課長 ブックスタートは、本を通じてお子さんとお母さんが触れ合うということでございまして、本の紹介をしたり、ブックスタートのやり方をご説明したりということとでございます。保健所と連携をとってやるという事業です。

○澤委員 うさちゃんくらぶブックスタートはなかなかユニークな企画ですね。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

よろしいですか。

それでは、この案件はよろしいですか。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、何かほかにごございますか。

○庶務課長 恐れ入りますが、図書・文化財課長から、口頭となりますけれども報告させていただきたい案件がございますので、発言をお許しいただけますようお願いいたします。

○図書・文化財課長 こちらの委員会でご報告させていただきました旧国立保健医療科学院整備活用基本計画の素案につきまして、地元から住民説明会をやってほしいという要望がございましたので、本日5月28日火曜日6時半から8時半と、6月2日の日曜日10時から11時半の2回にわたりまして、白金台いきいきプラザのホールを使いまして、地元の方たちを対象とする住民説明会を開催させていただくこととなりましたので、ご報告させていただきます。

○小島委員長 ただいまの報告に対して何かご質問ございますでしょうか。

住民の方はどんな点を聞きたくて報告会をしてほしいとか、要望は出ているのですか。

○**図書・文化財課長** 平成23年度については、区長部局の用地活用担当課の所管となっており、説明会も複数回やっていました。4月から教育委員会の所管で住民に対して説明する必要があるのでは判断しました。あと事前に町会長さんたちにお話しした中では、やはり住民説明会を開催して地元の方たちのご理解を得たほうがいいとのご意見をいただきましたので、開催することとしました。

○**小島委員長** 分かりました。

何かご質問ございますか。

○**澤委員** せっかくの説明会なので、もちろん郷土資料館だけではないのですよね。いくつか複合的な施設なのですけれども、ぜひとも魅力的な郷土資料館ができるのだということを住民の皆さんに分かるように説明をしていただきたいという期待があります。

○**小島委員長** よく住民説明会というと、建物を建てるなどの観点からの。今回は極めてハッピーな報告会だということです。

○**図書・文化財課長** 司会につきましては、高輪支所の方で管理課長が司会をやります。建物の説明については私の方でしまして、今回入る複合施設の担当課長も同席した形での住民説明会を計画してございます。

○**小島委員長** 分かりました。

それでは、この件はこれでよろしいですか。

「閉 会」

○**小島委員長** それでは、ほかに案件がないようですので、これをもちまして閉会といたします。次回は6月11日火曜日、午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。ご苦労さまでした。

(午後12時03分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 永 山 幸 江